

家畜衛生便り

No.374 令和4年1月6日発行

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

**愛媛県で高病原性鳥インフルエンザが
続発しています！！**

2021年11月10日、秋田県で今シーズン1例目
が確認されて以降、9県12事例が確認されており、
全国どこの地域においても発生リスクが極めて高い
状況です。

愛媛県での続発を受け、
「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」の区分
が**ステージⅣ(特別警報)**
に引き上げられました。

・農場敷地内の除草
・消石灰散布による消毒
(週1回以上実施)
など、防疫対策を強化し
てください。

区分	発動基準
平常時 (感染観察)	(家きん・野鳥) 遠方諸国等で発生
ステージⅠ (感染観察(強化))	(家きん)近隣国で発生 (野鳥)近隣国で陽性
ステージⅡ (感染拡大注意報)	(家きん)国内で発生 (野鳥)国内で陽性
ステージⅢ (感染拡大警報)	(家きん)近隣県で発生
ステージⅣ (特別警報)	(家きん)近隣県で続発

消毒強化のため、各農場に消石灰を配布します

配送手配が終了後、順次配布しますので、鶏舎周りを中心
に、確実に消毒を実施するようお願いいたします。

なお、配布されるまでは、お手持ちの消石灰等の消毒薬で
消毒を徹底するよう、よろしく申し上げます。

本病の発生防止に万全を期すため、飼養衛生管理基準について、以下の事項を確実に実施するように、よろしくお願いします。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
- 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

異常家きんの早期発見，早期通報に留意してください。

鶏の日常の健康観察を徹底し，死亡羽数の急増（通常の死亡率の2倍以上）や，飼養鶏に異常が確認された場合は，直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

＜連絡先＞西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しています。